



「来場者へのお知らせ」  
 ○3月のご来場がお勧め  
 【混雑予想】  
 2月：大変混み合います  
 3月：比較的空いています  
 ○必要資料は事前作成を  
 医療費控除の明細、事業所  
 得等の収支内訳書などは事  
 前に作成されている方のみ  
 受付をしています。

## 会場で申告する

下記の日程で、申告に関する相談や申告書の提出ができます。ご来場の際は、筆記用具・計算器具等を携行の上、お越しください。

相談名	日時	場所・連絡先	対象
税理士による無料申告相談	2月8日(木)・9日(金) 9:30~12:00 13:00~16:00	アステシアかさい 3階集会室 問合先：社税務署 ☎0795④0223	①前年分所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者のうち基準期間の課税売上高が概ね3000万円以下の方 ②給与所得者、年金受給者 ※①②とも譲渡所得がある方および相続税、贈与税の相談は除く
市職員による申告相談	2月16日(金) ~3月15日(金)の平日 8:45~15:00(受付)	加西市民会館 コミュニティセンター 3階小ホール ※申告期間内のみ 問合先：☎④2870	①給与所得者、年金受給者 ②所得300万円以下の白色申告者 (事業等の収入が概ね1000万円未満の方)
税務署職員の出張相談	2月20日(火) ~22日(木) 9:30~15:00(受付)	同上	①株式等、先物取引の譲渡所得 ②青色申告、消費税申告 ③1年目の住宅ローン控除の申告 ④過年分の申告、準確定申告(亡くなった方等の申告) ⑤事業等の収入が1000万円以上の方
社税務署での確定申告会場	2月16日(金) ~3月15日(金)の平日 9:00~16:00 ※会場への入場には「入場整理券」が必要です。来場者の状況に応じ、早めに受付を終了する場合があります。	社税務署 問合先：☎0795④0223	【次の申告・相談は社税務署のみで行います】 土地・建物、株式等の譲渡所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除(1年目)、過年分の申告、準確定申告(亡くなった方等の申告)消費税および地方消費税、贈与税等

## 申告に必要な書類チェックリスト

全員	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、マイナンバー通知書等の番号確認書類 <input type="checkbox"/> 「運転免許証」等の身分確認書類	
該当者のみ	
<input type="checkbox"/> 所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方)	
所得関係(所得)	控除関係(控除)
<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票(給与) <input type="checkbox"/> 公的年金の源泉徴収票(雑) <input type="checkbox"/> 収支計算書(営業、不動産、農業) <input type="checkbox"/> 配当金の支払通知書等(配当) <input type="checkbox"/> 個人年金等の支払通知書等(雑) <input type="checkbox"/> シルバー人材センターの配当金支払通知書(雑) <input type="checkbox"/> 生命保険契約等の一時金支払調書等(一時)	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除額証明書(社会保険) <input type="checkbox"/> 生命保険料支払証明書(生命保険) <input type="checkbox"/> 地震保険料支払証明書(地震保険) <input type="checkbox"/> 医療費明細書、医療費通知書(医療費) <input type="checkbox"/> 寄付金受領書(寄付) <input type="checkbox"/> 住宅借入金特別控除証明書、借入金の年末残高証明書(住宅ローン) ※2年目以降に限る
還付	納付
<input type="checkbox"/> 還付口座の分かる書類(通帳 or キャッシュカード)	<input type="checkbox"/> 通帳届出印(振替納税を希望する場合)

スマホ・パソコンからの申告にはメリットがたくさん!!

全国で249万人がスマホで申告しています

※令和4年分の状況

マイナンバーカードをお持ちの方必見!

### マイナポータル連携のメリット

- 必要な証明書をデータで一括取得するので書類集めの負荷が軽減
- 控除証明書などの管理・保管が不要
- 取得データを確定申告書等に自動入力

#### 自動入力対象

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座
- ・医療費・ふるさと納税
- ・生命保険・地震保険
- ・社会保険
- ・iDeCo・小規模企業共済掛金
- ・住宅ローン控除

### e-Tax 5つのメリット

- 税務署への持参不要
  - 印刷・郵送代不要
  - 添付書類不要
- ※一部書類を除く

- 24時間利用可能
- ※メンテナンス時間を除く
- 早期還付
- 振込まで約3週間

## 4. 申告の方法

自宅でe-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用するか、申告会場へ持参または郵送で申告できます。

### 自宅で申告する(スマホ・パソコンから申告)

国税庁の「確定申告等作成コーナー」を利用して、スマートフォンやパソコンから申告書の作成やe-Taxによる申告書の送信(提出)ができます。

ココがポイント!  
 マイナンバーカードがあれば、マイナポータルと連携で、e-Taxでの申請がもっとラクになります(詳細は、左図参照)。



まだ挑戦されていない方、今年はスマホ申告で、時短しませんか?

私も毎年、スマホで申告しています。計算が自動でされたり、申告期間中いつでも申告できたりするのでとても便利です。

今まで、朝から申告会場へ行き、何時間も待ち申告していたという方から、「スマホなら20分ほどで申告できた」というお話も聞きましたよ!

〒661-8523  
 尼崎市若王子3丁目11-4  
 大阪国税局業務センター阪神分室(社税務署担当)

送付先 郵送の場合

### 申告に困ったときのお助けアイテム

チャットボット

チャットボットの「税務職員ふたば」が相談に回答してくれます。方法は、メニューから選択するか、文字入力するだけ。24時間相談できます。

動画で見る確定申告

国税庁が作成している動画で、スマホやPCでの申告方法などを見ることができます。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
 ☎0570-01-5901